

## 五監公告第25号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年1月30日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

総務課

### 3. 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成24年12月27日～平成25年1月28日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 防災事業の印刷製本において、財産事務規則（第56条第6項）によらない事務処理をしている事例が見受けられた。また、庁舎管理業務で日付や会社印の無い見積書を受理している事例が散見された。今後、適正な事務処理に努められたい。
- ② 職員の出張において、出張命令簿に記載の無い事例が見受けられた。また公用車を利用した職員の市内出張命令については、運転日誌により行っているが、その記載に不備があるものが見受けられた。これらの事務処理については、他課にも散見されるため、当課より全庁的に周知徹底を図られたい。